

授業料減免制度

この制度の趣旨は家庭の経済事情に関わらず全ての学習意欲のある生徒が学校外教育を受けやすくできるようにするものです。

制度をご希望の方は、以下の制度内容をよくご理解の上、ご相談ください。

【制度】

- ①月々の授業料を定める割合に応じて減額。
- ②制度の対象となる授業は毎月受講するコースの授業料。
- ③教材・印刷費、模試受験料等は適用外とする。
- ④宿題をしないなど学習意欲がないと判断できる場合は、減免制度対象でなくなることもある。
- ⑤塾内で減額の合計額を定めるため、制度利用済の人数や減額の度合いにより、申込できない場合がある。
- ⑥制度利用期間は『神戸市就学援助 認定通知書』の送付日翌月から、最大1年間とする。(延長可能)
※通常『神戸市就学援助 認定通知書』は7月上旬に送付されるため、制度利用期間は原則的に【8月から翌7月まで】となる。

【制度の対象となる方】

下記(a)、(b)のいずれかを満たし当該生徒の学習意欲があると判断できる場合

- (a) 神戸市就学援助を受けている場合
- (b) その他、特別な事情がある場合

【制度の利用方法】

以下の書類のご提出が必要です。

- ①『神戸市就学援助 認定通知書』の写し
- ②授業料減免制度申込用紙（申込時にお渡しします。）
- ③その他、当塾が必要と判断する書類

【減額の割合】

(a) 神戸市就学援助を受けている場合

『神戸市就学援助 認定通知書』に記載される『認定理由』の内容に応じて下記の割合で減額します。

認定理由	減額の割合
1) 生活保護を受けている。	3 割減額
2) 生活保護を受けていないが、児童扶養手当を受けている。 (特別児童扶養手当は対象ではない)	2 割減額
3) 上記の 1) または 2) ではないが、世帯の前年の総所得の合計が下表の基準額以下である。	1 割減額
4) 上記のいずれにも該当しないが、失業などの経済的な理由によって就学が困難となる事情がある	1 割減額

(b) その他、特別な事情がある場合

神戸市就学援助を受けていない場合や神戸市就学援助を受けているが上記基準額を上回る場合などの特別な事情がある場合は「1 割減額」とします。

令和4年2月16日作成

令和4年3月22日改訂

垂水アカデミー学習塾